

第 号

介護予防支援等利用契約書

様（以下、「利用者」という。）と、指定介護予防支援事業者たるやすらぎミラージュ地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）は、利用者が要介護状態となることを予防し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けることを目的として、事業者が利用者に対して行う介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）の利用について、次のとおり契約を締結します。

第 1 条 （契約の目的）

- 事業者は、利用者に対し介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の関係法令およびこの契約書にしたがって、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防サービス計画等」という。）を作成します。
- 2 指定介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスおよびその他の自立支援・重度化防止に資する適切な保健医療サービスまたは福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）との連絡調整を図ります。

第 2 条 （契約期間）

- 1 この契約の期間は、 年 月 日から 1 年間または 1 年経過後の月末までとします。
- 2 契約満了の 2 日前までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、翌年の 3 月 31 日まで、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条 （介護予防サービス計画等の作成）

- 1 事業者は担当職員を選任し、介護予防サービス計画等を作成するとともに、適切な介護予防支援等の実施に努めます。
- 2 利用者が介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに、もしくは介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行する場合においては、関係機関と連携を密に図り、利用者が遺漏なく円滑にサービスを利用できるよう努めます。
- 3 介護予防サービス計画等を作成する事業者は、次の各号に定める業務を行います。
- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。面接の趣旨についても十分に説明し、理解を得ます。
- (2) 利用者の居宅のある地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者およびその家族に対して提供します。
- (3) 利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境、家族の状況等ならびに、利用者および家族の意向に基づいた適切なサービスが、事業者をはじめとする多様な主体から総合的かつ継続的に提供されるよう努めます。
- (4) 提供されるサービスの目標、目標を達成するための支援内容ならびにその達成時期、サービス提供上の留意点等を明記した介護予防サービス計画等の原案を作成します。
- (5) 前号で作成した介護予防サービス計画等の原案について、保険給付および介護予防・生活支援サービス事業の該当の有無を区分した上でサービスの種類、内容等を明記するとともに、利用者および家族に対して説明し、利用者から文書による同意を得て、介護予防サービス計画等として利用者およびサービス担当者に交付します。
- (6) 介護予防支援等に当たり、保健医療サービスを位置付けるには、主治医等の意見を求め、その指示がある場合はこれに従うとともに、当該介護予防サービス計画等を主治医等に交付します。また、医療サービス以外においても、主治医等による留意事項が示されている場合にはこれを尊重します。

第 4 条 （介護予防サービス計画等作成後の支援）

- 1 事業者は、利用者および家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス実施状況をはじめとする経過の把握に努め、介護予防サービス計画等に位置付けた期間が終了するときは、目標の達成状況について評価します。
- 2 事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は再評価を行い、介護予防サービス計画等の変更、関連事業者への連絡など必要な支援を行います。

第 5 条 （介護予防サービス計画等の変更）

利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合、または事業者が変更を必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画等を変更します。

第 6 条 （給付管理）

事業者は、「介護予防サービス計画作成依頼届」を提出した後、介護予防サービス計画等を作成します。給付管理票をサービス利用実績に基づき毎月作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第 7 条 （要介護・要支援認定の申請に係る援助と要介護認定を受けた場合の連携）

- 1 事業者は、利用者が要介護・要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護・要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
- 3 利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報提供をする等の連携を図ります。

第 8 条 （サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護予防支援等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 2 年間保管します。
- 2 介護予防サービス計画を作成した事業者は、前号の記録を整備し、利用者からの求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

第 9 条 （利用料金）

事業者が提供する介護予防支援等に対する料金規定は【重要事項説明書別紙】のとおりです。

第 10 条 （契約の終了）

- 1 利用者が次の各号に掲げる事由に該当し、介護予防支援等が不要となった場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 介護予防支援等を必要としない施設に入所またはサービス利用を開始した場合
- (2) 要介護・要支援認定区分において、要介護と認定され、介護サービスの利用を開始した場合
- (3) 利用者の要支援認定が更新されなかった場合、または健康長寿チェックシートにおいて、事業対象者に該当しないと判定された場合
- (4) 死亡した場合
- 2 利用者が、事業者の担当地域から転居した場合は、この契約は終了します。この場合において、事業者は、利用者の求めに応じて、転居先の地域を担当する事業者に引き継ぎをします。

第 11 条 （契約の解約）

- 1 利用者は事業者に対して、文書等で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。
- (1) 正当な理由がなく介護保険法等の関係法令および本契約書に定めた事項を遵守せずに介護予防支援等の提供を怠ったとき
- (2) 守秘義務に違反したとき
- (3) 破産等業務を継続する見通しが困難になったとき
- (4) 前各号の他本契約に違反したとき

第 12 条（事業者の解除）

- 1 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 か月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は、利用者またはその家族が事業者や担当職員等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

第 13 条 （秘密保持）

- 1 事業者の担当職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、サービス担当者会議（第 32 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

第 14 条 （事故発生時の対応）

事業者は、介護予防支援等の提供に当たり、事故が発生した場合、または利用者のけがや体調の急変があった場合には、速やかに保険者たる練馬区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

第 15 条 （賠償責任）

- 1 事業者は、介護予防支援等の提供に当たり、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の故意または過失により損害を受けた場合には、その損害の賠償を請求することができます。

第 16 条 （身分証携行義務）

担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 17 条 （相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、事業者が提供した介護予防支援等または介護予防サービス計画等に位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 18 条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、事業者が誠意を持って協議の上、定めます。

上記のとおり、介護予防支援等の契約を締結します。

なお、本契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者および事業者が署名の上、1 通ずつ各自保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人（代理人を選任した場合）

住所

氏名

事業者 所在地 東京都練馬区大泉町 4 丁目 2 4 番 7 号

法人名 社会福祉法人 章佑会

代表者名 理事長 馬 場 康 雄

事業所名 やすらぎミラージュ地域包括支援センター